8　電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、一束化設備保有者及び事業者が一束化を行うことにより第三条第一項第五号に掲げる事項に該当することとなる場合を除き、同項第一号に規定する「現に空きが無い場合」には該当しないものと解する。

9　電柱保有者は、事業者に対する第二条の規定に基づく回答において一束化を要する旨を示した場合であって、当該事業者から、一束化設備保有者の伝送路設備等に当該一束化設備保有者の氏名又は名称が取り付けられていないことを理由として、当該氏名又は名称について照会があったときは、これを事業者に通知するものとする。ただし、当該通知について一束化設備保有者の承諾を得られない場合は、この限りでない。

10　電柱保有者は、複数の者が一束化を行っている部分に係る電柱の使用料を算出するに当たっては、その旨を十分に考慮して電柱の占有率を設定するものとする。

（支線の共用）

第十五条　支線（このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下同じ。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその支線を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「支線保有者」という。）は、事業者から支線の共用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる事由に該当する場合を除き、当該共用を拒否しないものとする。

一　支線の共用を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合

二　支線の共用を行うことにより根かせが支線の引張荷重に耐えられなくなる場合（当該支線について改修工事を行うことにより引張荷重に耐えられることとなる場合を除く。）等、支線保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合

三　事業者の責に帰すべき理由により過去に第三項に規定する取決めが履行されなかったことがある場合又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合

四　事業者が行おうとする支線の共用が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該支線の共用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあっては、事業者又は支線保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合又はそのおそれが強い場合

2　支線保有者は、前項各号に掲げる事項に該当するものとして事業者からの支線の共用の申込みを拒否する場合には、その事業者に対し、拒否する理由を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知するものとする。

3　支線保有者は、支線の共用を行う場合には、事業者に対し、当該支線に係る道路占用料その他の費用（当該共用に伴い当該支線の改修工事を行う必要が生じる場合における当該工事の設計及び施工に係る費用を含む。）について応分の負担を求めることができる。この場合において、事業者から、当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。

4　支線保有者及び事業者は、支線の共用を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項その他支線の共用に当たって必要な事項を取り決めるものとする。

一　共用期間
二　工事及び保守ルール
三　共用に係る費用負担
四　撤去又は移転の際の費用負担等
五　事故、災害時の取扱い
六　更新ルール
七　支線の共用に当たっての遵守事項（秘密の保持に関することを含む。）
八　契約解除事由等
九　共用する支線の所有権の帰属
十　他事業者との共用への対応

5　事業者は、共用する支線のうち事業者に属する部分については、必要な安全対策を施すものとする。

6　第十条第三項及び第四項の規定は、事業者が支線を共用する場合について準用する。

（腕金類の設置）

第十六条　電柱保有者が、事業者から、伝送路設備を設置するための腕金類を設置することを目的とする電柱の提供の申込みを受けた場合における、当該電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、当該腕金類が設置されることにより第三条第一項第五号に掲げる事項に該当することとなる場合を除き、同項第一号に規定する「現に空きが無い場合」には該当しないものと解する。ただし、当該電柱保有者が、事業者による伝送路設備の設置を可能とするため、あらかじめ腕金類を自ら設置する場合又は第五条第四項の規定による改修工事の一環として腕金類を自ら設置する場合は、この限りでない。

2　電柱保有者は、前項の申込みを受けた場合において、事業者による一束化の円滑な実施が可能であること等の事情があると認めるときは、事業者に対し、協議を求めることができる。

3　事業者が自ら腕金類を設置し、又は事業者の伝送路設備を設置するために電柱保有者が腕金類を設置することにより、先行敷設者が既に電柱に設置している有線電気通信設備の設置場所を変更する工事を行う必要が生じる場合においては、当該工事の設計及び施工に係る費用は、当該事業者が負担するものとする。この場合において、当該費用の負担を求めようとする者は、事業者から当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。

4　電柱保有者は、前項の場合において、先行敷設者から、事業者の氏名又は名称について照会があったときは、これを先行敷設者に通知するものとする。

附　則

（適用対象に関する経過措置）

第一条　このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者は、線路を設置する設備にあっては、当分の間、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者とする。

（見直し）

第二条　このガイドラインは毎年四月一日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。なお、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うべきものとする。

別表

1　A＝（Bx＋C）×（Dz／Dx）×F
2　A＝（Bx＋C）×（Ez／Ex）×F
3　A＝（Bx＋C）×（Ey／Ex）×（Dz／Dy）×F
4　A＝｛Bz＋C×（Dz／Dx）｝×F
5　A＝｛Bz＋C×（Ez／Ex）｝×F
6　A＝｛Bz＋C×（Ey／Ex）×（Dz／Dy）｝×F
7　A＝｛By×（Dz／Dy）＋C×（Dz／Dx）｝×F
8　A＝｛By×（Dz／Dy）＋C×（Ez／Ex）｝×F
9　A＝｛By＋C×（Ey／Ex）｝×（Dz／Dy）×F

注1　上記の記号の意味は、それぞれ次に定めるところによる。
A　設備使用料
Bx　保有する全ての同種設備に係る減価償却費の総額
By　一定地域における全ての同種設備に係る減価償却費の総額
Bz　提供する設備に係る減価償却費
C　保有する全ての同種設備に係る原価の額のうち、保有する全ての同種設備に係る減価償却費の総額を除いた額
Dx　保有する全ての同種設備の総量
Dy　一定地域における全ての同種設備の総量
Dz　提供する設備の量
Ex　保有する全ての同種設備の価額の総額
Ey　一定地域における全ての同種設備の価額の総額
Ez　提供する設備の価額
F　提供する設備のうち提供に係る部分の占有率

注2　設備の価額については、再調達価額（設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額）、取得価額又は正味価額（取得価額から減価償却費累計額を減じて得た価額）のいずれかを採用することができる。

注3　原価、減価償却費、再調達価額、取得価額、正味価額等については、必要に応じて近似値を採用することができる（例えば、1年を超える期間中、一律の設備使用料を設定することとする場合は、減価償却費等について、合理的な将来の予測に基づく当該期間中の平均値の近似値を採用することができる。）。